

産業競争力の強化に著しく資するものとして経済産業大臣が定める基準

租税特別措置法施行令第五条の六の六第三項及び第二十七条の十二の七第二項に規定する産業競争力の強化に著しく資するものとして経済産業大臣が定める基準は、産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十号）第二十一条の三十五第一項に規定する主務大臣の確認を受けようとする同法第二十一条の二十三第一項に規定する認定事業適応事業者が行おうとする同法第二十一条の二十第二項第一号に規定する情報技術事業適応が、高度クラウドシステム（事業適応の実施に関する指針（財務省・経済産業省告示第六号）第二項第一号ハ③(1)に掲げるデータの利用に係る同ハ②に規定するクラウドシステムをいう。）を活用して行うものであることとする。